

港区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「旅館業法」等の一部改正を踏まえ、事業譲渡により許可経営者の地位を承継することができることとするものです。

【条例改正の背景】

生活衛生関係営業等の事業活動を継続しやすくすることを目的として、事業譲渡により事業を譲り受けた者が新たに許可を受けることなく、営業者の地位を承継することができることとする改正が、旅館業法等において行われました。

条例で独自に許可等の制度を設けているプール営業についても、旅館業法等の改正の趣旨を踏まえ、他の生活衛生関係営業にあわせ、事業譲渡により許可経営者の地位を承継することができることとするため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

事業譲渡により許可経営者の地位を承継した者は、新たに許可を受ける代わりに、区長に届け出なければならないこととします。

【施行期日】

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日